

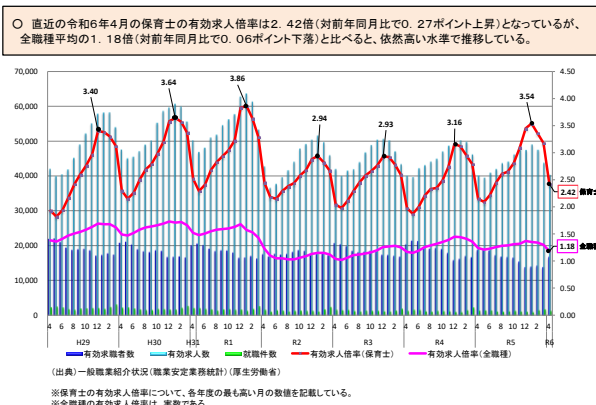
# 保育人材の確保のための総合的な対策

## 3.(2) 保育人材の確保のための総合的な対策

### 現状・課題等

○待機児童は大幅に減少してきているが、保育士の有効求人倍率は2.42倍（令和6年4月）と全職種平均（1.18倍）と比べても高い水準となっている中で、配置基準の改善や「こども誰でも通園制度」の制度化に伴い、今後も保育士の確保は必要となる

保育士の有効求人倍率の推移（全国）



### 【職場環境の整備】

○保育士を退職した理由として、仕事量が多いことや労働時間が長いことが要因として挙げられている。また、非効率な事務作業や紙での業務によってこどもと向き合う時間が取れないといった意見がある

### 【新規資格取得支援】

○若年人口が減少していく中で、保育士養成課程を置く大学、短大、専門学校への入学者数が減少傾向にある。学生の保育職への就職率の維持・向上も課題

### 【離職者の再就職や職場復帰の支援】

○保育士の登録者数と就労者数に差がある中で、潜在保育士の再就職支援を進める必要

### 令和7年度以降の対応等

#### 取組の方向性

働きやすい職場環境づくり、新規資格取得と就労の促進、離職者の再就職・職場復帰の促進、保育の現場・職業の魅力発信の取組を総合的に推進

#### ✓対応のポイント



- テクノロジー活用、現場の体制やサポートの充実
- 養成校等の取組の強化
- 保育士・保育所支援センターの機能強化

#### 【働きやすい職場環境づくり】

○保育現場へのICTの導入や保育士のサポートとしての保育補助者等の配置を推進し、保育士がこどもと向き合う時間を確保  
○巡回支援や交流促進等による保育士や事業者へのサポートを充実  
○休憩の適切な確保や自己研鑽の時間の確保の推進

#### 【新規資格取得と就労の促進】

○指定保育士養成施設への修学支援や保育所への就職促進の取組への支援を進める【R6補正、R7～】  
○保育所等で働きながら資格取得を目指す者への支援  
○地域限定保育士制度の一般制度化【法律改正・できるだけ早期に】  
○課題やニーズを踏まえた養成・研修内容の充実を図る  
○保育士の登録に係るオンライン手続き化に取り組む

#### 【離職者の再就職・職場復帰の促進】

○保育士・保育所支援センターの法制化を行い、保育士確保のための拠点として位置づけ、関係機関が連携協力して保育士の確保のための支援を行う体制整備を促進【法律改正・できるだけ早期に】  
○再就職や職場復帰の支援（就職準備金の貸付支援、未就学児をもつ保育士の保育料の貸付等）  
○潜在保育士の段階的な職場復帰支援  
○職業安定行政と連携して、求人・求職の適切な環境の整備を進める

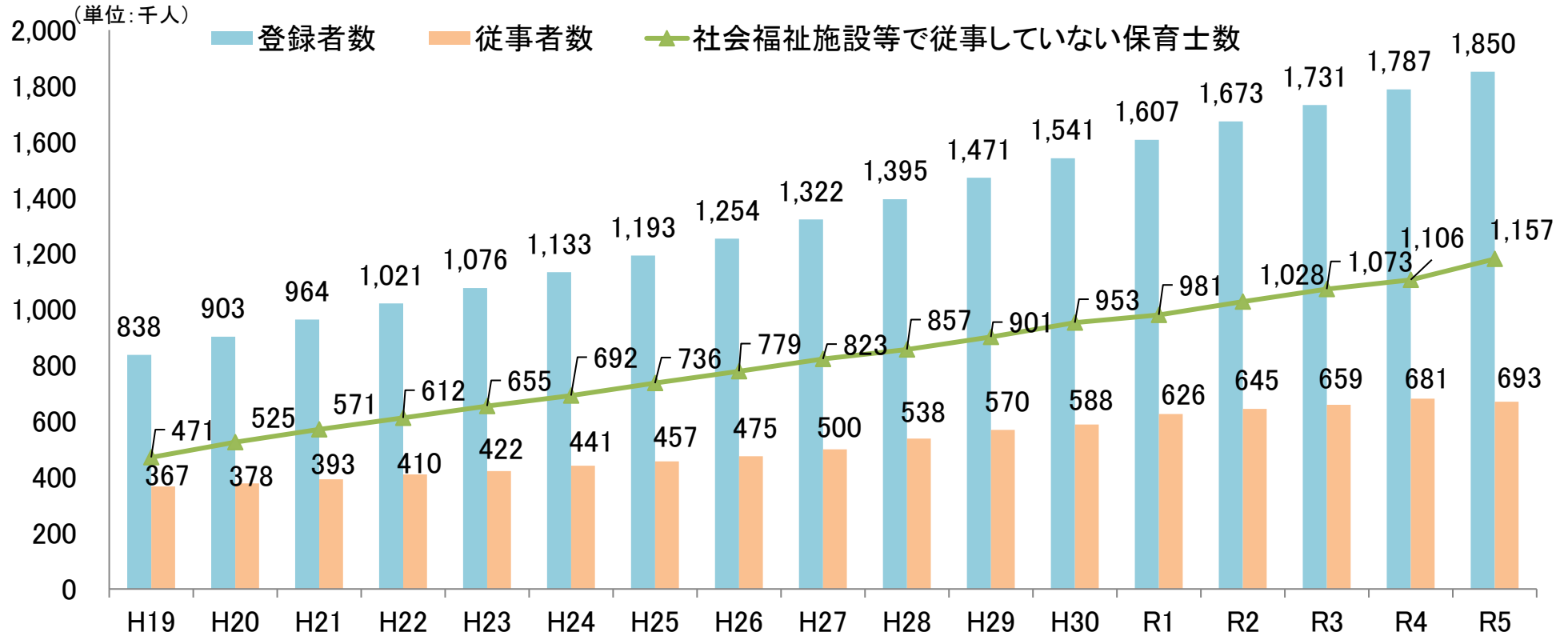
○総合的な保育士確保対策を推進し、保育の提供体制を確保する



- 【保育人材の増加傾向の維持（令和8年度）】
- 【保育人材の勤続年数の上昇傾向の維持（令和8年度）】
- 【保育士・保育所支援センターへの登録者数の増加（令和8年度）】

# 保育士の登録者数と従事者数の推移

○ 保育士登録者数は約185万人、従事者数は約69万人であり、保育士資格を持ち登録されているが、社会福祉施設等で従事していない者は115万人程度となっている。



出典：登録者数：こども家庭庁成育局成育基盤課調べ(各年10月1日)

従事者数：厚生労働省「社会福祉施設等調査」(各年10月1日)の社会福祉施設に従事する(常勤換算でない)保育士の数を元に、平成29年までは、厚生労働省(子ども家庭局)で回収率(例：保育所等の場合、平成28年の回収率：93.9%、平成29年の回収率：94.3%)の変動を踏まえ、割り戻して算出したもの。平成30年以降は、全数調査から標本調査への移行により調査結果が全施設の推計値となり回収率での割り戻しはしていないため、平成29年以前の結果との比較には留意が必要。

令和5年従事者数については、社会福祉施設等調査で幼保連携認定こども園の従事者数が含まれなくなったことから、こども家庭庁成育局基盤課調べにおいて幼保連携型認定こども園における従事者数を把握し、社会福祉施設等調査による数値に加えた数値。

※ 従事者数には、常勤保育士のほか、常勤ではない短時間勤務の保育士も1名として計上しており、保育所のほか、児童養護施設等の社会福祉施設で従事している者も含まれている。

※ H23の従事者数については、東日本大震災の影響で宮城県と福島県の28市町村で調査未実施。

※ 社会福祉施設等で従事していない保育士数には、認可外保育施設や幼稚園に勤務する者、保育士が死亡した場合の保育士資格の喪失に係る届出を行っていない者を含む。

# 保育人材の確保に向けた総合的な対策

- ◆ 処遇改善のほか、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職の支援、さらには保育の現場・職業の魅力発信に総合的に取り組む。

## 新規資格取得支援

- 保育士修学資金貸付の実施（養成校に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け）
  - ・養成施設に通う学生を対象に、学費5万円（月額）や就職準備金20万円（最終回に限る）などを貸付し、卒業後、5年間の実務従事により返還を免除。
  - ・養成施設に通う、学費の貸付を受けていない学生を対象に、「就職準備金」のみの貸付けを行うことを可能とする。【R6補正予算～】
- 保育士の資格等取得を支援
  - ・保育所等で働きながら養成校卒業による資格等取得を目指す方への授業料、保育士試験の合格による資格取得を目指す方への教材費等の支援
- 保育士試験の年2回実施（27年度：4府県で実施 → 29年度：全ての都道府県で実施）
- 保育士養成施設の就職促進の取組への支援
  - ・就職促進、キャリア教育等支援等の、指定保育士養成施設が組織的に実施する取組に要した費用の一部を支援する。【R7予算案～】

## 就業継続支援

- 保育所等におけるICT化の推進
  - ・①保育に関する計画・記録、②保護者との連絡、③子どもの登降園管理等の業務、④キャッシュレス決済機能のうち必要なシステムの導入費用や、翻訳機等の導入を支援
  - ・自治体において、自治体・ICT関連事業者・保育事業者などで構成される協議会を設置し、システムの導入にかかる費用の補助以外の取組を行っている場合に補助率を嵩上げ【令和5年度補正予算～】
- 保育補助者の雇い上げの促進（保育士の業務を補助する方の賃金の補助）
  - ・現在、保育士として就業していない保育士資格を有する者（潜在保育士）が、段階的に保育士として職場復帰できる足掛かりとなるよう、1年を限度に、保育補助者として従事することを可能とする。【R6予算～】
- 保育体制強化事業の促進（清掃等の業務を行う方の賃金の補助）
  - ・保育に係る周辺業務を行う者（保育支援者）の配置に加え、登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など一部の時間帯にスポット的に支援者を配置する場合も補助【R5予算～】
  - ・園外活動時の見守り等を行う保育支援者を配置する場合の補助対象に小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業等を追加【R5予算～】
- 保育士宿舎借り上げ支援（補助額：一人当たりの月額を市区町村単位で設定（月額7.5万円を上限※）、支給期間：採用から5年以内※）
  - ※令和7年度から対象となる者について適用。前年度に引き続いて当年度も事業の対象となる場合は前年度の補助基準額及び年数を適用。
- 保育士の働き方改革や保育の質の確保・向上のための巡回支援
  - ・保育士のスキルアップや保育の質の確保・充実を図り働きがいが高められるよう、「保育士支援アドバイザー」による巡回支援を実施。
  - ・保育所等における勤務環境の改善や保育の質の向上などの助言又は指導を行う「保育事業者支援コンサルタント」による巡回支援を実施。
  - ・保育士確保や定着、労働条件等の改善に関して、保育士の相談窓口を設置。
  - ・保育事業者への保育所等における保護者等の対外的な対応を援助する者による巡回についても支援の対象【R7予算案～】
  - ・都道府県域で実施する巡回支援について補助基準額の拡充【保育士への巡回支援についてはR6予算～、保育事業者への巡回支援についてはR7予算案～拡充】

## 離職者の再就職支援

- 保育士・保育所支援センターの機能強化（潜在保育士の掘り起こしを行い、保育事業者とのマッチング支援（職業紹介）を実施）
  - ・保育士再就職支援コーディネーター等によるマッチングやマッチングシステムの導入、保育士キャリアアドバイザーによる保育所等への見学同行等の伴走支援、潜在保育士への職場復帰のための研修の実施などに要する費用を支援。
- 就職準備金貸付事業（再就職する際等に必要となる費用を貸し付け（40万円）、2年間勤務した場合、返還を免除）

## 保育の現場・職業の魅力発信

- 保育の現場・職業の魅力発信
  - ・自治体が行う情報発信サイトの開設など、様々な対象者に対する魅力発信への支援
  - ・こども家庭庁では、保育に関する魅力発信プラットフォームを更新し、保育士の取組事例集等の掲載、SNS等の広報媒体を活用した保育の魅力発信を行う。また、保育の魅力情報発信等の取組について意見交換と情報共有を行い、関係者間の連携・強化を図る。（R6.3～）



魅力発信プラットフォーム  
「ハローミライの保育士」  
トップページ  
(こども家庭庁HP内に開設)

施行日：令和7年10月1日

## ①制度の現状・背景

- **保育人材の確保は恒常的な課題**であり、また、今後の保育士の職員配置基準の改善やこども誰でも通園制度の創設も見据え、**保育人材確保策の強化を図る必要**がある。
- 保育人材確保の取組のうち、潜在保育士の再就職の促進のため、再就職に関する相談・就職あっせん、求人情報の提供等を行う「**保育士・保育所支援センター**」（※）について、当該センターの設置及び運営に要する費用の一部を補助することにより、こどもを安心して育てることができるよう体制整備を行っている。  
（※）令和6年10月1日時点において、46都道府県75か所で実施されている。

## ②改正内容

- **都道府県が**、以下の業務を行う拠点（「**保育士・保育所支援センター**」）としての機能を担う体制を整備するものとする規定を設ける。 ※指定都市・中核市は努力義務。
  - ① 保育に関する**業務への関心を高めるための広報**
  - ② 保育に関する業務に従事することを希望する保育士に対し、**職業紹介、保育に関する最新の知識及び技能に関する研修の実施その他の保育に関する業務に円滑に従事することができるようにするための支援**
  - ③ 保育所の設置者に対する、**保育士が就業を継続することができるような就労環境を整備するために必要な助言その他の援助**
  - ④ ①～③のほか、保育に関する業務に従事することを希望する保育士の就業及び保育所における保育士の就業の継続を促進するために必要な業務
- **保育士・保育所支援センター、国、地方公共団体等の連携・協力**に関する努力義務規定を設ける。

# 保育士・保育所支援センターを基軸にした保育人材の確保に向けた取組

- 各地域における保育人材確保の実効性を高めるため、各保育士・保育所支援センターにおいて、地域の実情に応じた支援目標や現実的な根拠に基づくKPI(重要業績評価指標)を設定することとし、各センターにおいて、支援目標、KPIの達成状況や支援実績を定期的に公表し、取組の事業効果を評価し、見直し・改善・支援内容の充実を図る。

## 改正後の児童福祉法(抄)

第十八条の二十四 都道府県は、次に掲げる業務を行う拠点(以下この款において「保育士・保育所支援センター」という。)としての機能を担う体制を整備しなければならない。

一 保育に関する業務への関心を高めるための広報を行うこと。

二 保育に関する業務に従事することを希望する保育士に対し、職業紹介、保育に関する最新の知識及び技能に関する研修の実施その他の保育に関する業務に円滑に従事することができるようにするための支援を行うこと。

三 保育所の設置者に対し、保育士が就業を継続することができるような勤労環境を整備するために必要な助言その他の援助を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、保育に関する業務に従事することを希望する保育士の就業及び保育所における保育士の就業の継続を促進するために必要な業務を行うこと。

## ② (略)

第十八条の二十五 国、地方公共団体、保育士・保育所支援センターとしての機能を担う者その他の関係者は、保育に関する業務に従事することを希望する保育士の就業及び保育所における保育士の就業の継続を促進するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

## 今後の目指す方向性

### 保育の現場・職業の魅力発信

- 保育士・保育の現場のイメージ向上
- 保育士・保育所支援センターの認知度向上

### 新規資格取得支援

- 保育士資格取得の促進
- 養成施設卒業者の保育現場への就職促進

### 離職者の再就職支援

- 潜在保育士の保育現場への就職促進
- 保育士・保育所支援センター利用促進
- 離職者の定着支援

### 就業継続支援

- 保育現場における就業継続の促進
- 保育現場の職場環境の向上
- 業務負担軽減の促進

### 新・関係機関との連携

- 相乗効果により上記4つの柱の効果を上昇させる

## 今後の取組イメージ

### 保育の現場・職業の魅力発信

- 保育士・保育の現場の魅力に関する広報活動
- 養成施設への入学促進
- センターの取組に関する広報活動 等

### 新規資格取得支援

- 養成施設卒業者の保育所等への就職支援
- 保育補助者に対する保育士資格取得の勧奨・支援
- 保育士を目指す社会人に対する保育士資格取得支援
- 保育所等への新規資格取得者採用支援 等

### 離職者の再就職支援

- 潜在保育士の掘り起こし強化
- 潜在保育士同士の交流(情報交換)機会の設定
- 職場定着までの支援の充実(職場復帰の研修、定期的な状況確認支援等)
- 求人情報の充実・情報提供の迅速化
- 保育所等への採用支援 等

### 就業継続支援

- 各種相談への対応
- 保育士同士の交流(情報交換)機会の創出
- 階層別(新人、中堅、主任)研修の実施
- 保育所等への各種課題に応じた巡回支援の充実
- 職場環境の改善策の周知・啓発 等

### 新・関係機関との連携

- ハローワークと連携(合同)した就職支援の強化
- 市町村と連携した人材確保に関する取組実施
- 養成施設と連携した卒業生の保育所等への就職活動支援
- 保育団体と連携した地域での保育人材の確保 等

# 保育士・保育所支援センターの取組事例

保育士・保育所支援センター職員が、直接保育所等に訪問して、求人情報では把握できない保育所等の雰囲気や方針を収集。

求職者への丁寧な相談に生かし、求職者が望む働き方にあった保育所等の求人を紹介。また、就職活動が不安な方には、施設見学や体験の調整を行うなど、伴走型の支援を実施。

## 埼玉県保育士・保育所支援センター

### 【センター概要】

- 埼玉県社会福祉協議会に委託
- 相談体制：2名（保育士資格保有）

### 【事業概要】

- センターへの登録は対面・オンラインのいずれも可能。
- 就職相談においては、求人票だけでなく、実際に訪問して得た情報を活用。  
現在は保育士業務から離れている方（ブランクのある方）、未経験の方等が望む雇用形態や勤務時間等、個々のニーズにあった保育所等を紹介。ミスマッチを防ぎ、定着率の向上につなげている。
- 県内保育所等がブース出展する就職相談会を年複数回開催。
- 求職活動が不安な方には、園見学の調整や園見学ツアーの参加を案内
- ハローワークと連携して出張相談を実施。
- 県内の保育団体の協議体に出席して、センターの活用や就職イベント、就職準備金貸付事業等をPR。
- 養成施設への訪問、商業施設等におけるリーフレット配布、求人フリーペーパーへの掲載等の広報活動も実施。
- 令和6年度就職件数 215件

